

1. 計画改定の背景

- 本道の人工林は、カラマツの約8割、トドマツの約6割が利用期を迎えている
- 道民の森林づくりへの関心が高まっているが、木育の認知度は約4割に止まっている

北海道森林づくり条例の改正 (H28.3)
「森林資源の循環利用の推進」「木育の推進」を柱に条例改正

2. 計画の主な内容

森林資源の循環利用の推進

「植えて、育てて、伐って使って、また植える」川上から川下に至る一体的な施策の推進

重点的な取組

着実な再造林

- ・傾斜や地形など、施業条件の良い場所における計画的な伐採・再造林の実施
- ・クリーンラーチなどの優れた苗木の増産 など

原木の安定的な供給体制の構築

- ・森林施業プランナーによる森林施業の集約化促進
- ・高性能林業機械と路網の組み合わせなどによる森林施業の低コスト化 など

地域材の利用の促進

- ・道産CLTの早期実用化
- ・民間施設における木造化・木質化の推進
- ・木質バイオマスのエネルギー利用の促進 など

林業事業者の育成

- ・林業事業者の経営体質や労働安全の強化
- ・林業大学校など人材育成機関の設立に向けた検討 など

【計画の目標】

間伐などの森林づくりにより産出される木材を地域で最大限利用

【指標】

- 森林づくりに伴い産出され、利用される木材の量 396万^m(H26) → 600万^m(H48)
- ※参考【関連指標】道産木材の自給率 56%(H26) → 70%(H38)

森林資源の循環利用を下支え

木育の推進

北海道発祥の、木材の利用と森林とのふれあいを通じて豊かな心を育む木育活動を展開

重点的な取組

子育て世代の親子を対象とした木育活動の実施

- ・民間団体、国や教育関係機関など関係機関との連携強化
- ・道民の森などを活用した木育活動の展開 など

木育マイスターと連携した木育活動の実施

- ・木育マイスターの育成・指導力の向上
- ・森林体験学習機会の確保 など

【計画の目標】

森林づくりを道民全体で支える気運を醸成するため、木育を全道へ普及・定着

【指標】

- 木育に関心がある道民の割合 40%(H28) → 80%(H48)

森林資源の循環利用の推進による林業・木材産業の成長産業化を加速